

飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、水道施設の整備が困難な水道未普及地域において、良質で安定した飲料水の確保を図るため、飲料水確保のための設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、飲料水安定確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象者は、村が今後とも水道施設の整備が困難であるとした地域において、飲料水確保のための設備を設置する者又は共同で設置する共同体の代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象から除くものとする。ただし、急激な地質変化により井戸等が枯渇又は汚染された場合で、村長が特に必要があると認めた場合は、補助の対象とすることができる。

(1) 本村に住所を有していない者

(2) この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、10年経過していない者

(3) 村税を滞納している者

(4) 山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

(1) 水質悪化等により飲用井戸、渓流水取水等を新たに設置又は既存の井戸、既存の渓流水取水等を活用してポンプ、浄水装置を設置するために要する経費

ア 取水施設等設置工事費（掘削費及び足場仮設費）

イ 取水管工事費

ウ ポンプ設置費

エ 浄水装置設置費（塩素減滅器の整備のほか必要に応じて設置するろ過装置の整備費）

オ 貯水タンク設置費

(2) その他安定して良質な水源が確保できるもので、村長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた

ときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、1戸あたりの交付額の総額は、50万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書は、飲料水安定確保対策事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助を受けようとする者(以下この条において「補助申請者」という。)は、補助金の対象事業に着手する前に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 工事設計書、施工図面、見積書
- (3) 土地所有者の同意(補助申請者が所有者でない場合)
- (4) その他必要な書類

(補助金の交付の決定通知)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、飲料水安定確保対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に対し通知するとともに補助金を交付するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、飲料水安定確保対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)によりあらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による事業内容の変更を承認する場合において、補助金の交付の決定の内容に変更が生じるときは、補助事業者に対し飲料水安定確保対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 実績報告書は、飲料水安定確保対策事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、補助事業が完了した翌日から起算して1月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業完成写真
- (2) 費用精算書(請負契約書の写し、費用の支払いを証明する書類の写しを添付)

(3) 工事写真

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付の確定通知)

第9条 村長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し飲料水安定確保対策事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 村長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、飲料水安定確保対策事業補助金交付請求書(第7号様式)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(施設の保全)

第13条 補助事業者は、補助金により設置した設備の衛生保持に努めるとともに、水質検査等を実施するなど適切な維持管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。